

令和6年度 町立認定こども園等への入所申込について

施設利用（入所）の申込みについて

平成27年度から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」）がはじまり、保育施設等の利用申込方法が変わり支給認定が必要となりました。

町立認定こども園をはじめ、町外の保育施設等を利用する場合は、支給認定申請書兼入所申込書等の町への提出が必要です。新制度に移行していない町外の幼稚園を利用する場合は、本手続きは不要です。

※支給認定とは「子どもの年齢や保護者の就労などに応じて1号から3号までの区分（別表参照）を町が認定すること」です。

◎支給認定の区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園（※1）、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労等により、家庭以外での保育を必要とする子ども（※2）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労等により、家庭以外での保育を必要とする子ども（※2）	保育所、認定こども園

（※1）両親ともに就労していても、1号認定を受けて幼稚園に通うことができます。

（※2）「保育を必要とする事由」参照

◎保育を必要とする事由

町から2号認定又は3号認定を受ける（保育所等を利用する）には、①輪之内町民の方であること ②保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当すること の両方の条件を満たすことが必要です。

保育を必要とする事由	具体的な保護者の状況
就労	月64時間以上、労働することを常態としていること。
産前・産後	出産予定日6週間前の日を含む月初日から、出産日後8週間を経過する日の月末までの期間内にあること。
疾病等	医師が作成した診断書または障害者手帳等により、保護者の疾病もしくは負傷が確認できる状態にあること。
親族介護	1日につき概ね4時間以上、同居の親族を介護・看護することを常態としていること
災害復旧	自宅及びその近隣地域内の災害の復旧にあたっていること。
就学	1日につき概ね4時間以上、職業能力開発施設において職業訓練を受け、又は学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校などにおいて就学していること。
求職活動	（認定期間は3ヶ月となります）

施設利用（入所）申込みの手続きについて

【年度当初（4月1日）から入園希望する場合】

申込書等は、令和5年10月2日（月）から各認定こども園及び役場福祉課にて配布します。

申込書等は下記のとおりにて受付を行いますので、下記日時にご提出をお願い致します。

○受付日時：令和5年10月18日（水） 9:00～13:00

○受付場所：各こども園

・令和6年度中に入園希望される方は、この日に申し込んでください。

・日程のご都合がつかない場合は、令和5年10月31日（火）までに各町立認定こども園または役場福祉課へ申し込んでください。

・兄弟が輪之内町内の認定こども園に在園している方で、弟妹のお申込を希望される場合は通園している認定こども園に申し込んでください。（令和5年10月19日～31日）

【年度途中から入園希望する場合】

・年度途中の入園は、定員に余裕がある園のみ可能です。

入園を希望する月の前月5日が申込締め切りです。期日までに入園申込時提出書類を福祉課に提出してください。

申込書及び入園案内については令和5年10月2日（月）より本ホームページ上でも公開いたします

◎申込みに必要な書類

- ・支給認定申請書兼入所申込書（園児1人につき1枚必要。）
- ・就労証明書等、家庭以外での保育を必要とする理由を証明する書類（2号・3号認定希望者のみ必要。）
- ・口座振替依頼書（入所月の前月までに金融機関へ提出してください。）

※必要な書類等が期日までに不足、または不備がある場合は受理できません。

◎保育の実施期間

保育の実施期間は、小学校就学始期までの範囲内で、保護者がお子さんを家庭で保育できない期間となります。（入所理由により、期間が短くなる場合があります。）

保護者のいずれの方も保育を必要とする事由に該当したうえで、保育が必要な時間によって「保育標準時間」「保育短時間」認定に区分されます。この区分は、申込書や就労証明書等をもとに町が「保育の必要量に応じた区分」を認定します。

◎各区分に応じた利用時間

区分	施設の利用時間
1号認定（満3歳以上）	教育標準時間 1日4.5時間 町立認定こども園での利用時間帯 9:00～13:30
2号認定（満3歳以上） 3号認定（満3歳未満）	保育標準時間（就労の場合、「月120時間以上の勤務」を要件とする） 1日11時間以内（利用可能時間） 町立認定こども園での原則的な保育時間帯 7:30～18:30 保育短時間（就労の場合、「月64時間以上の勤務」を要件とする） 1日8時間以内（利用可能時間） 町立認定こども園での原則的な保育時間帯 8:30～16:30

※2号・3号認定の場合、原則的な保育時間帯から外れて利用する場合は、延長保育の利用申請が別途必要です。

◎入所してから

申込書の記載事項（住所、世帯構成、保護者、勤務先等）に変更があったときは、直ちに変更届出書を施設に提出してください。施設を退所される方は、施設に退所届を提出してください。

◎町立認定こども園以外の施設利用を希望する場合

希望する施設と個別調整の後、町へ申込書を提出してください。

入所決定方法について

子どもの家庭を中心にして、保育の必要性があるかどうか、その環境等を総合的に判断し、町が入所決定（承諾）します。入所が必要と認められる場合でも、施設の定員等の事情及び健康診断の結果によっては、入所できない場合もあります。

利用者負担額について

利用者みなさまにご負担いただく費用（利用者負担額等）は、利用者の負担能力（所得等）に応じて設定されます。

年齢は、入所する年度の初日の前日（令和6年3月31日）における満年齢で認定し、年度の途中で年齢が変わっても、その年度の利用者負担額は変わりません。

利用者負担額の納期限は各月末（12月のみ25日）ですが、その日が土曜日、日曜日、休日の場合は、その翌日になります。期限内に必ず納付してください。なお、口座振替による納付ができませんので、手続きをしてください。入所後は、通所の有無に関わらず、退所の手続を行わない限り、利用者負担額は全額納付しなければいけません。

無償化について

3歳から5歳児クラスのこども園等を利用する子どもたちの利用料が無償となります。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象となります。無償化の対象となるためには、認定申請が必要です。